

提出書類確認票

保護者名 (フリガナ) 保護者名・保育園名・児童名・生年月日をご記入ください		第一希望の保育園 保育園	
児童名 (フリガナ)	生年月日 年 月 日	児童名 (フリガナ)	生年月日 年 月 日

注意事項

- 下表の「依頼」の欄に○のある書類は、保育園等の利用調整会議および保育料算定に必要です。提出期限までに提出できない場合でも、翌月以降の利用調整会議に反映できる場合がありますので、早急に提出してください。(締切必着・郵送可)
- 締切日までに郵便事故等で届かない場合の責任は負えません。
- 提出期限までに必要な書類が未提出の場合、利用調整会議の際に不利になります。
- 受付後の通信欄を必ずご確認ください。
- ★マークのついた書類は、区のホームページからダウンロードできます。

提出する書類について、以下のA～Dの表の『提出』に○を記入してください。

A 全ての方が必要な書類		提出	区記入欄	
			依頼	期限
A-1	★教育・保育給付認定申請書兼 保育所等利用申込書			
A-2	★家庭状況届			
A-3	★児童の健康状況申告書			
A-4	★提出書類確認票 (本紙)			
A-5	※郵送申請の方のみ ★本人確認書類 (写) 貼付台紙			
A-6	※郵送申請の方のみ 返信用封筒 (宛名に申請者名を記載・84円切手を貼ったもの)		4月一次申込の郵送 受付期に申込され る方は提出不要です	

B 保育を必要とする事由の確認書類 (父母それぞれ必要です)		提出	区記入欄	
			依頼	期限
B-1	★就労証明書	父 母		
B-2	① 自営を証明する書類 (開業届・営業許可証・請負契約書・領収書・請求書・伝票・その他営業活動の証明となる他社(他者)発行の書類)	父 母		
	★② 収支報告書 ※「出来高・売上」の方のみ (令和 年 月 支給分)	父 母		
B-3	母子健康手帳の写し(表紙・分娩予定日)			
B-4	医師の診断書 (原本)	父 母		
B-5	障害者手帳等の写し	父 母		
B-6	★介護状況調査書兼日常状況調査票 (医師の診断書も必要)	父 母		
B-7	① 在学証明書 (原本)	父 母		
	② カリキュラム等 (授業形態の確認できるもの)	父 母		
	③ 合格通知・内定通知等	父 母		

C 状況により必要な書類 (該当するもの全て必要です)		提出	区記入欄	
			依頼	期限
C-1	★受託証明書 (認可外保育施設)			
C-2	前勤務先の離職票または離職日が 確認できる証明書	父 母		
C-3	区内在住の65歳以下の祖父母が保育 にあたれない証明 例: ★在職証明書・健康保険証の写し (国保を除く)・社員証の写し・医 師の診断書等	祖父		
		祖母		
C-4	在留カードの両面の写し (在留資格の証明)	父 母 子		
C-5	★①ひとり親世帯申立書 ②戸籍謄本 ③離婚調停中の証明(調停期日通知書等) ④その他(拘禁・失踪届等)			
C-6	保育士証の写し	父 母		
C-7	建物売買・賃貸借契約書の写し または同居(予定)申立書			
C-8	申込児童の障害者手帳等の写し			
C-9	★区立保育園延長保育利用申込書			
C-10	★育児休業延長許可届			

D 税額算定に必要な書類 (令和3年1月1日時点で海外に在住していた方など)		提出	区記入欄	
			依頼	期限
D-1	★給与支払証明書または 収入申告書	父 母		

※ 区 記 入 欄		提出	区記入欄	
依 頼 内 容			依頼	期限
給与明細の写し ()				
その他書類 ()				
<input type="checkbox"/> 申請書類を受理いたしました。				
<input type="checkbox"/> 不足書類がございます。期限までにご提出をお願いします。				
<input type="checkbox"/> 連絡事項がございます。左下の通信欄を必ずご確認ください。				

<育児休業中で待機となった場合> (入園のしおりP.25～26、33参照)

- (1) 育児休業を延長した場合は復職予定月の翌月末までに「就労証明書(期間延長後の内容のもの)」を提出してください。
 (2) 育児休業から復職した場合は該当後すぐに「復職証明書」を提出してください。
 ※1. 上記の(1)か(2)の提出がない場合、申込みが自動的に取下げとなります。
 ※2. 認可外保育施設に預けて復職した場合は「受託証明書」も併せて提出してください。

<求職中で待機となった場合> (入園のしおりP.33参照)

- (1) 就労が内定した場合は内定後すぐに「就労証明書」を提出し、就労後に1か月分の実績が確認できる「給与明細の写し」を提出してください。※3
 (2) 求職活動を継続している場合は、教育・保育給付認定有効期間の最終月中に「求職活動報告書」を提出してください。※4
 ※1. 上記の(1)か(2)の提出がない場合、申込みが自動的に取下げとなります。
 ※2. 認可外保育施設に預けて就労を開始した場合は「受託証明書」も併せて提出してください。
 ※3. 1か月分とは、給与の締め日翌日から次の締め日まで就労したことが分かる実績が1か月あることを指します。
 ※4. 教育・保育給付認定有効期間の最終月中とは、4月入所希望の場合、3か月後の6月中になります。(求職要件の認定有効期間は3か月間)

通信欄 (区記入欄)

<お問い合わせ先 (依頼書類の提出先)> ※ 豊洲シビックセンターでは書類の提出不可

受付

江東区こども未来部保育課入園係
〒135-8383 江東区東陽4-11-28
Tel: 03 (3647) 4934